

2022年10月4日

日本産業看護学会は設立から10年が経過し、学会員の皆様のご支援・ご協力によりさまざまな活動が軌道に乗ってまいりました。

そこで、いよいよ学会としての「産業看護の定義」を確定することにいたしました。定義は、以下の要点を踏まえて検討いたしました。皆様からのご意見をいただき、さらに洗練させていきますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

- 要点 1. 定義とは何か：広辞苑第六版に記載されている定義は、「概念の内容を明確に限定すること。すなわち、ある概念の内包を構成する本質的属性を明らかにし他の概念から区別すること」とされております。そのため、産業看護が他の看護分野と産業保健分野の他職種と区別される定義といたしました。
- 要点 2. 定義の構成として、最初に定義を簡潔に示し、その説明を追記することにいたしました。
- 要点 3. 産業看護の対象者は本来ならすべての働く人々ですが、我が国の現行の法制度における産業保健の対象者は被雇用者であり、産業保健活動の責任は事業者に課せられております。そのため、定義は働く人々すべてを視野に入れたものとしませんが、説明では産業看護職の活動の指針となり、事業者ならびに労働者が産業看護職の活動を理解しやすくなることを第一義とし、現状に即したものとなるようにいたしました。

#### 【産業看護の定義（案）】

産業看護とは、産業保健における看護専門分野であり、働く人々が健康と安全の保持増進を図れるように支援することを目的とし、これらを通して、働く人のQOLならびに組織の生産性の向上に寄与するものである。

産業看護職は、産業保健専門職チームの一員として活動する。産業保健専門職は、事業者が労働者の協力を得て、産業保健における事業者責任を果たせるように、事業者・労働者の双方に対して、公正かつ中立を旨としてチームで支援する。その活動に当たっては、関係者・関係機関と連携・協働し、個人・集団/組織に対する支援を組織的に行う。

産業看護職は、健康問題に対する対象者・対象集団/組織の反応を診断し、問題解決への支援を行う。対象者に対しては、個人を全人的にとらえ、価値や生きがいを尊重し、その自助力に働きかけ、労働生活への適応支援を行う。対象集団/組織に対しては、これらを包括的にとらえ、それぞれの実情を勘案し、作業条件ならびに作業環境整備の自主的活動を支援する。